

現代日本の反レイシズム運動に関する実証調査 (3)

——豊島公会堂貸出問題にみるレイシズムに対する行政の対応

立教大学 曹慶鎬

1. 目的

東京都豊島区による「在日特権を許さない市民の会（以下、在特会）」に対する豊島公会堂の貸出許可をめぐる問題を事例として、レイシズムに対する行政の対応について考察することが本報告の目的である。この事例は、2014年3月16日に在特会が「特定秘密保護法の活用と発展を目指す国民集会 愛国者の反撃開始 反日勢力根絶への第一歩」という題で集会を開催したのであるが、その際に行政側がこのような集会に公共施設である豊島公会堂の利用を認めたというものである。レイシズムを巡る社会の対応が議論になるが、そのなかでも行政の対応が重要な論点の一つであることは言うまでもない。なかでも公共施設の利用については判断が難しい問題とされている。なぜなら、たとえレイシズム団体であったとしても、公共施設の利用を制限することは、特定の主張の内容に踏み込んだ判断と決定であるがゆえに、異なる主義主張の団体と個人に対しても利用を制限することにつながりかねないからである。そこで本報告では、特定の団体の公共施設の利用の是非を論ずるのではなく、行政側の判断の理由とその経緯、および背景にあるものを描き出すことに注力する。

2. 分析視角と方法

分析の資料として、豊島区議会における議員と区役所職員による質疑応答の録画配信データを用いる（2014年3月13日・予算特別委員会）。合わせて関係者へのインタビューデータを利用する。質疑応答の内容は、在特会に豊島公会堂の貸出しが許可された経緯について、議員が区役所の担当職員に聞いたものだすというものである。一連のデータを利用した分析の際には、単なる貸出許可の理由にとどまらず、在特会という団体、ヘイトスピーチとその影響、そしてレイシズム団体とそれを批判する反レイシズム運動との対立によって起こり得る混乱に関する、行政側の受け止め方に注目する。

3. 結果・結論

豊島区側は、在特会の主張の中身までは踏み込まず、形式的に正当な手続きを踏む限り、区の施設である豊島公会堂は貸出さざるをえないという方針であった。この方針は、ヘイトスピーチに象徴されるレイシズムも特定の人々が追求する「幸福」の一つであるということを実質的に意味してしまうような区の判断にも支えられていた。結果、レイシズムが黙認されるだけでなく、それに対する反レイシズム運動との衝突も、異なる主張を持った特定集団間の対立という形に相対化されるという構図が見て取れた。

参考文献

- Bleich, Erik, 2011, *The Freedom to Be Racist? : How the United States and Europe Struggle to Preserve Freedom and Combat Racism*, Oxford : Oxford University Press. (=2014, 明戸隆浩・池田和弘・河村賢・小宮友根・鶴見太郎・山本武秀訳『ヘイトスピーチ』, 明石書店.)
- 樋口直人, 2014, *日本型排外主義 : 在特会・外国人参政権・東アジア地政学*, 名古屋大学出版会.